

調 達 公 告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年4月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

令和7年度同行援護従業者養成研修（東部地区）実施業務 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 業務の期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 入札方法

ア 入札は、紙面による入札とする。

イ 入札書に記載する金額については、令和7年度同行援護従業者養成研修（東部地区）実施業務にかかる費用（入札説明書別添令和7年度同行援護従業者養成研修（東部地区）実施業務仕様書第2の2の（5）のアの実費相当額は含めないこと。）一式を記載することとし、消費税及び地方消費税を含めた契約申込金額（消費税不課税、非課税のものを除く。）とすること。併せて、課税事業者にあつては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和4年4月以降に同行援護従業者を養成する研修を実施した実績（官民間問わず）があるものであること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

3 契約担当部局

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課生活支援・指導担当

電話 0857-26-7193

ファクシミリ 0857-26-8136

電子メール shougai Fukushi@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

令和7年4月11日（金）から同月23日（水）までの間に鳥取県障がい福祉課ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/shougai Fukushi/>）から入手することただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和7年4月11日（金）から同月23日（水）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 交付場所

(1) に同じ

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年5月15日（木）15時、即時開札（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日正午とする。）

イ 場所

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県庁議会棟議会史編纂室

5 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札に参加を希望する者にあつては、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、令和7年4月23日（水）午後5時15分までに郵送（必着）又は持参により4の(1)の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(2) 入札者は、(1)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札者は、入札までに入札保証金として入札書記載金額の100分の5以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条で準用する第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に変えることができる。

入札保証金の納付書による納付を希望する場合は、令和7年5月7日（水）午後5時15分までに4の(1)の担当部局に連絡すること。

なお、会計規則第123条第3項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約締結までに契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

ア 詳細は、入札説明書による。